

◆◆ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更について ◆◆

■問い合わせ先 健康増進課 ☎(32)8905

※この情報は、5月8日時点のものです。今後、変更となる可能性がありますのでご注意ください。

5月8日より5類感染症へと変更になりました

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。法律に基づき政府が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取り組みをベースとした対応に変わります。

市の対応も、原則として国・県の方針に準ずることとなります。



厚生労働省
ホームページ

基本的な感染対策

基本的な感染対策について、政府から一律に対応を求めることはありません。実施については個人・事業者の判断が基本となりますが、感染状況に応じた必要性、経済的・社会的合理性、持続可能性の観点を考慮しつつ感染対策に取り組んでください。

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねることを基本とし、混雑時や医療機関、高齢者施設訪問時には着用を推奨
手洗いなどの手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効
「三つの密」の回避と 「人と人との距離の確保」	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

5類への位置づけ変更後の相談・受診体制

栃木県の発熱相談や健康相談、ワクチン相談、後遺症などに関する電話相談体制は、窓口を一本化したうえで、当面の間継続します。

